

1. ご意見いただきました 「市民の声」

10月にインターネットやメール、投書で皆さんからお寄せいただいたご意見は約50件
窓口や電話により寄せられたご意見には、
放置された庭木の侵入や、知人間での金銭貸し借りなどの相談が多く寄せられています。
民事トラブルにつきましては行政が介入することができず、当事者同士で話し合いをして解決していただくしかありません。

しかし、相手方が協力的でない場合、裁判所における調停等を利用して、調整を図ることになります。区役所では、弁護士による無料法律相談を行っていますので、ご利用ください。

[※各種相談窓口についてはこちら](#)

淀川区役所での無料法律相談

【対象】

大阪市内在住の方

【開催日程】

原則、毎月第1・3水曜日、第2・4火曜日の計4回(祝日の場合は変更)

【相談時間】

午後1時～午後5時。一人(組)30分以内で時間の指定はできません。予約受付順です。
付き添いの方も1名まで同席できます。

【予約受付方法】

予約専用電話 **06-6308-9430** でのみ受付します。ご注意ください。

相談日当日の午前9時から先着順で受付を開始し、16名が定員です。詳しくは、[ホームページ](#)をご覧ください。政策企画課まで。

【問合せ】

政策企画課 06-6308-9683

2. 里親を必要としている 子ども達がいいます！

今回は、数多くの子育ての相談の中でも、11月号の「よどマガ！」で特集した里親について焦点を当ててご紹介します。

様々な事情で、親もとで暮らせなくなった子ども達がいいます。里親は家庭的な環境で、子ども達と愛着形成を図る重要な存在です。
大阪市では、里親委託率が約11%にとどまっております、まだまだ里親が必要とされています。

11月29日に淀川区民センターにて開催の大阪市里親会シンポジウムを、里親についての理解を深めるきっかけとしていただければ何よりです。

「里親に興味があるのだけれど」等とお問合せをいただくことがありますが、里親になるために、まずは、こども相談センターで手続きを行い、市長の認定を受ける必要があります。詳細は、こども相談センター里親担当

(電話:06-4301-3156) にご相談ください。
親といっしょに暮らせない子ども達に、少しでも思いを馳せていただきたいと思います。



大阪市里親会HP

<http://osaka-city-satooya.jp/>

里親とは…

・養育里親

親の病気・離婚等の理由により家庭で養育できない子どもを引き取るまでの期間預かっていただける方。

・週末里親

児童養護施設で生活する子どもを、週末や夏休みなどの月1～2回程度、家庭で過ごさせていただける方。

・養子里親

親が将来引き取れる見込みがない子どもを、自分の養子とすることを前提に育てていただける方。

・専門里親

虐待経験のある子どもや非行等の問題を有する子どもを、家庭的な環境の中で心理的なケアを行いながら養育していただける方。

・親族里親